

方法書についての技術委員会意見等集約表（第2回審議分まで）（案）

- 注) 「意見」 : 技術委員会から知事に対して述べる環境保全の見地からの意見（知事意見の作成に反映）
「指摘事項」 : 準備書作成に当たり記載内容等について整備を求める指摘（環境部長指摘事項の作成に反映）
「記録」 : 意見及び指摘事項とはしないが、記録に残し事業者に伝えるもの

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
1	事業計画	佐藤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回資料1の4ページで、現有施設の処理能力が150t/日となっているが、現在はこの量を処理しているのか。また、新施設の処理能力が120t/日となっているが、これはごみの量が減るといふことか。（片谷委員長） 図書を作成するときに、現有施設との比較が分かるように横並びの表などを記載すると分かりやすい。準備書以降の図書に記載すれば、現有施設よりも規模が縮小されることや、処理方式が異なることによって、環境負荷はより小さいものになるはずなので、そういったことが一目で分かる形にした方が、住民の方々にとっても分かりやすい図書となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現有施設については平成6年に稼働しましたが、50t/日の炉が3基の150t/日の流動床の準連施設であり、24時間稼働の施設ではありません。また、平成6年当時のごみ減量に関する活動等が進んでいない状況でしたので、150t/日という規模になりましたが、その後、当組合のエリアにおけるリサイクルの推進や平成13年度から始まった可燃ごみの有料化によりごみの減量化は進んできました。そのため、現状の計画では最大規模で120t/日で十分と考えています。（事後回答） 長野県の統計によれば、安曇野市の平成27年中の人口増減率は-0.11%と県内19市の中では最も低い減少率となり、減少幅が少ないのはご指摘の通りです。新施設の事業計画は、人口の減少傾向やごみの減量化の取組みも踏まえて進め、準備書の段階では丁寧に記述します。 新施設の規模の設定根拠については、第2回資料1-1に示すとおりです。近年の焼却処理量は横ばい傾向ですが、現有施設の建設時から比べるとごみの減量化が進んでいるため、現状の焼却処理量でも最大120t/日の施設規模で処理できる状況となっています。 	意見	2, 3, 13番を集約	準備書の作成に当たっては、現有施設との比較、スケールを適切に設定した図表の作成等により、住民により分かりやすい図書となるよう努めること。
2	事業計画	佐藤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1-1の図は減少傾向が見えない図になっている。もう少し目盛を調整して強調したらどうか。（片谷委員長） 人口はほぼ現状維持であるが、人口減少以外にごみ減量化があるので、ごみ排出量についてはもう少し下がるという趣旨かと思われるが、事業計画に関するこうした図は準備書には掲載されるのか。 6年経過して2%の減少というのは、今の日本の状況からすると、あまり人口減にはならない。人口は概ね横ばいで、むしろごみ減量化の効果の方が大きいということなので、説明を工夫していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> お載せすることは可能ですし、そのつもりでおります。（事後回答） 長野県の統計によれば、安曇野市の平成27年中の人口増減率は-0.11%と県内19市の中では最も低い減少率となり、減少幅が少ないのはご指摘の通りです。新施設の事業計画は、人口の減少傾向やごみの減量化の取組みも踏まえて進め、準備書の段階では丁寧に記述します。 新施設は、現有施設よりも規模を小さくする計画ですが、第2回資料1-1はその背景として示したものです。 	意見		(1番のとおり)
3	事業計画	鈴木委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回資料1-1の上のグラフについて、人口が減っていないことを強調するならば、こういう書き方になる。何を言いたいかによって、記載を工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (事後回答) 2番のとおり。 	意見		(1番のとおり)
4	事業計画	鈴木委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回資料1-1の上のグラフについて、縦軸は排出量ではなくて人口で、単位も人ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 縦軸については間違いですので修正いたします。 	記録	記述内容に関する修正等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
5	事業計画	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・現有施設に隣接するというので、搬入車両の経路は変わらないと思うが、第1回資料1の20ページに記載の搬入経路について、それぞれのルート現在の交通量を教えていただきたい。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・平成26年度のごみ搬入台数を基に、ルートごとの年間通行台数(往復分)を試算した結果は第2回資料1-3のとおりです。西側からのルートが最も多く約9,900台/年、次いで南側からのルートが約7,800台/年、安曇橋を渡るルートが約4,000台/年です。</p>	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
6	事業計画	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・第2回資料1-3で年台数になっているので、1日の台数と搬入の時間についても示していただきたい。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・現有施設の搬入状況は第3回資料1-2の通りです。平成26年度で搬入車両の台数が最も多かった日は9月9日(火)であり205台でした。最も受入台数が多かった時間帯は、8時台の39台でした。なお、受け入れ時間は8時30分から16時となっています。</p>	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
7	事業計画	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・周辺に小学校などがあるが、ごみ収集車が往来している時間帯と登下校の時間帯は重なるのか。</p> <p>(片谷委員長)</p> <p>・これは現有施設の隣に建設する案件なので、現状で問題が起こっていないければ問題はないと思うが、それに関連して苦情等はあるか。</p>	<p>・ごみ収集に関しては遠いエリアでは8時ごろから、近いエリアは8時半からの収集になります。小学校等の登校時間は8時ぐらいまでには登校している状況ですので、収集時間と登校時間が重なることはほとんどないと考えております。下校時間につきましては、遅くても2時半にはごみの収集が終了しておりますので、重なることはありません。</p> <p>・全くありません。</p>	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
8	事業計画	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・処理方法がガス化溶融ということで溶融スラグになると思うが、その搬出経路とどこに持っていくのかを教えてください。</p>	<p>・当組合の処理方式の検討結果では、灰溶融若しくはガス化溶融は選定していません。焼却か焼却+バイオガス化であり、溶融スラグは出ず、焼却灰が出ます。現状、当組合の最終処分場が未整備であり、搬出先として県内は中野市豊田と野沢温泉村にある飯山陸送(株)の最終処分場が中心です。その他一部は秋田県の小坂町のDOWAエコシステム(株)に搬出しています。DOWAエコシステム(株)の場合は3ヶ月くらいしか搬出しておりませんがJR貨物のコンテナで送り、飯山陸送(株)はダンプで搬出しています。</p>	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
9	事業計画	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の配置、煙突の高さ及びピットの深さ等の数字が記載されていないが、方法書の記載をみると「並行して実施している施設基本設計の中で検討し予測評価を行う」としている。これはいつごろそのような数字が分かってくるのか。 ・実際に調査、予測及び評価を行うに当たって、その辺りがある程度想定していなければ、予測・評価はできないので、決まらない部分は最大値を見込んで実施していただきたい。 ・現況の施設と大差ないイメージとのことなので、現況施設がどの程度の規模なのかを示していただきたい。(片谷委員長) ・処理方式について4つのうち2つに絞られたとの話があったが、この2つの処理方式についても予測・評価の段階で決まっていなかった場合は、より環境影響の大きい方で予測・評価項目の予測をしていただければよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度中に基本設計である程度の数値は見えてきますが、詳細仕様に係る内容については平成28年度中になる予定です。 ・基本設計に係る処理能力や煙突高さについては現有施設と概ね同等としており、煙突については、現有施設が航空法の関係上59mとなっておりますので、最大59mで考えております。ピットの深さについては、現有施設の容量が2.5日分というような状況ですが、稼働日数から一週間以上の容量が必要なので、深さは現況より深くなる見込みです。そういった部分について、できるだけ早い段階で最大値を環境影響評価で示したいと思っております。 ・また、現有施設では1階部分がプラットホームとなっておりますが、災害対策や湧水地帯ということを考慮すると、場合によっては2階部分にプラットホームを設置する可能性があるため、建物の高さは大きくなる可能性があります。その辺りも影響評価の段階に間に合わせるような形で考えていきたいと思っております。(事後回答) ・現有施設の規模は第2回資料1-2のとおりです。 	意見	21番を集約	準備書を作成する段階までに、事業計画の詳細をできるだけ明らかにするとともに、予測及び評価に当たっては、想定する範囲で、最も影響が大きくなる条件を設定して行うこと。
10	事業計画	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオガス化が候補に挙がっていて、実証試験も行われているということだが、その方式のデータは実証実験の中で得られているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度にNEDOの委託実証実験で乾式メタン発酵施設が採択され、平成22年度は環境省のモデル施設として実証実験を行いました。その後、平成23年度、24年度はプラントメーカーが実証実験しておりましたので、かなりの長期間実証実験をしておりまして、ごみでメタンガスを発生させてそれを発電に活用するという点については有効なデータが得られております。乾式のメタンガス化については技術的に非常に有効であることが実証できました。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
11	大気質	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書182ページの大気質の調査、予測、評価の方法で、上層気象について4季の調査を行うのは大変いいことだが、測定日の設定はだいたいいつ頃を考えているのか。 ・春も雪が溶けてそう時間が経たない時期にさせていただくのがいい。せっかく四季をやられるのだから、夏は真夏に、秋は雪が降るより前に設定をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な日程についてはまだ検討していませんけれども、特に重要なのは冬の時期ではないかと考えております。冬に大気が安定で停滞するような時期がありますので、冬は厳冬期にやりたいと考えております。(事後回答) ・上層気象の調査時期については、冬季は1月に、春季は3月から4月初旬の間に実施する予定とします。また夏季は7月中旬から8月初旬にかけての間、秋季は10月から11月にかけての間に実施する予定とします。 	意見		上層気象の観測時期について、四季の特徴を把握した上で、各季を代表する時期に設定すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
12	大気質 悪臭	鈴木委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質と悪臭の観測地点について4地点が候補になっているが、谷沿いに風が流れていく可能性がある。明科の市街地が北東側になるので、方法書183ページの環境大気No.3の観測地点は、施設から見てもう少し北東側に移した方が影響を見るのに良いのではないかと。 ・方法書153ページのNo.3,4のどちらにしても明科の市街地の方ではない。地形的に谷沿いに空気が流れるので、川の流れから大気についても明科の市街地方向にも流れ込むのではないかと考えて申し上げた。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・151ページで測定しているのはダイオキシン類のみで他の大気質はこの調査では測定していない。今回新たに設定される現地調査地点は二酸化硫黄やSPM等を対象にしているので、測定項目が足りない。No.3には公共施設があるのか。 ・151ページのNo.3の測定地点でも簡易測定等で他の大気質の測定も検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書の151ページに、現在、大気質の測定を組合及び安曇野市で調査をしている地点を示しています。今お話しがあった、より北東側での観測地点の設置については、No.3の位置が概ねそのような方向になっているのではないかと思います。こちらと合わせて行うことでカバーできるのではないかと考えています。 ・No.3には明科中学校があります。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存資料による風配図と環境大気No.3周辺の地形断面は第2回資料1-4のとおりです。 ・最も近い風向風速観測地点は、対象事業実施区域の西2.3kmに位置する穂高消防署ですが、観測データからは川に沿った風についての情報は得られませんでした。 ・環境大気No.3の周辺は、集落の他に明南小学校と明科中学校が存在し、高台になっているため、風下になった場合は明科の市街地と比べて排ガスの影響が大きくなる可能性があります。また、国道19号から離れており、道路交通の影響も少ないことを勘案し、環境大気の調査地点として設定したものです。 	意見		大気質及び悪臭の調査地点については、周辺の地形起伏や集落の状況等を考慮して、煙突排ガスによる影響を適切に予測及び評価できる地点を選定すること。
13	大気質 悪臭	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-4の断面図の書き方について、たいてい断面図を書くとき水平方向のスケールが変わってくるが、この図は合わせることができる。だいぶ見方が変わるので、なるべくスケールを合わせていただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形の違いがよく分かるような図にさせていただくことで、対応お願いしたい。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-4の断面図のスケールが間違っておりました。訂正した図と水平方向のスケールを合わせた図を第3回資料1-3に示します。 ・第2回資料1-4は、高さ方向の関係を見やすくするために標高を強調して示したものです。水平方向とスケールを合わせて作図すると、図の通りになります。 	意見		(1番のとおり)
14	大気質 悪臭	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-4の地形断面について、水平距離のゼロが一つ落ちているので、スケールは全然違っている。一対一のスケールにしてしまうと、標高がほとんど変わりなくなってしまう。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13番のとおり。 	記録	記述内容に関する修正等	
15	悪臭	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書の200ページに予測の手法が記載されている。廃棄物搬入車両の予測は基本的に現況と類似事例ということだが、現況の施設には洗車設備はあるか。 ・それは、新しい施設にも設ける予定か。 ・そうであれば、現況と変わらないという予測が可能なので、現況と違いがないことが書かれていれば、あえて新たに予測しなくても済むかと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の施設には最後に洗車していただく設備があります。 ・その予定です。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
16	悪臭	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突からの悪臭については大気拡散式から予測することだが、この発生源データはどうやって決める予定か。 ・類似施設の煙道の排出ガスのデータで予測をする計画ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文献等をあたりまして、類似施設の測定事例を基に予測する予定です。 ・その通りです。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
17	振動	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の25ページに騒音、振動、低周波音の調査について記載があるが、ごみ収集車は形式から言うと大型車に相当すると考えてよいか。 ・地盤卓越振動数の予測については土木研究所方式で予測するとの記載があるが、この式は道路管理者が新たに作成する道路を大型車が走った際に発生する地盤の振動数がどれくらいなのかを想定する式である。ごみ収集車が大型車であれば、ごみ収集車の地盤卓越振動数を測定しなければ意味がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所謂パッカー車になりますので、法規上の大型車かどうかは別として、一般的にみて大型車であると考えてよいと思います。(事後回答) ・現状ではごみ収集車は4t車がほとんどであり(2t車もある)、道路交通法では中型自動車の扱いとなるものの、道路交通騒音・振動の予測は2車種区分のため、大型車類に分類されます。 ・地盤卓越振動数は、大型車の単独走行を対象として、路線の上り、下り方向それぞれ10台以上の測定を行い設定します。なお、測定は極力ごみ収集車(パッカー車)を対象として行いますが、大型車の単独走行であるという条件を優先して測定を行います。 	意見	18番を集約	<p>道路交通振動の予測については、国土技術政策総合研究所の最新の資料で示されている予測式を用いること。また、地盤卓越振動数の調査は、ごみ収集車の地盤卓越振動数を測定するよう努めること。</p>
18	振動	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測で使う土木研究所式について、式で使う定数が新たに出てきている可能性があるため、平成26年版で国土総研から示されている式を使って予測していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知いたしました。 	意見		(17番のとおり)
19	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低周波音の手引書について、環境影響評価では使用してはいけないとされている。イギリスのサルフォード大学と英国環境・食糧・農村地域省(Defra)で出されているMoorhouseの評価曲線を利用すればどうか。こちらは公表されているので、インターネットでダウンロードできる。それが難しければ昭和50年代に文部科学省が実施した調査がある。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)評価の方法 2)環境保全のための目標等との整合の観点について、「低周波音問題対応の手引書」を参考に環境保全目標を設定するとしていましたが、資料1-5に示す「Procedure for the assessment of low frequency noise complaints」(英国環境・食糧・農村地域省、2011改訂版)に掲載されている、「基準曲線(criterion curve)」を参考に環境保全目標を設定します。 	意見	20番を集約	<p>低周波音の評価における環境保全目標の設定に当たっては、環境省の「低周波音問題対応の手引書」の参照値ではなく、Moorhouseの評価曲線などを用いること。</p>
20	低周波音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省の手引書は使用せずに、環境省の風車の騒音等の検討会で使用しているDefraのものを利用するという事で、そうした内容は環境省のホームページで分かるので参考にいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知いたしました。 	意見		(19番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
21	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・煙突の内容に関する事について、現有施設の炉は3基あるが、新施設は2基なので熱量がより高くなるのではないか。そうするとバーナーの種類によっては煙突から低周波音が出る可能性があるので確認していただきたい。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・現段階では新施設の炉の詳細は決まっておらず、バーナーや送風機等の仕様についても未定であるため、今後実施する施設基本設計を反映して、準備書の段階でお示しします。低周波音の予測に当たっては、バーナー等に由来する低周波音についても留意して予測を行います。なお、存在・供用時の低周波音は簡易化項目としましたが、その理由を補足すると次の通りです。</p> <p>・現有施設の炉が50t/16h×3炉であるのに対し、新施設の炉は60t/24h×2炉の予定であり、新施設の時間当たりの処理量は現有施設よりも少なくなるため、ガス量も少なくなると想定されます。</p> <p>・現有施設では、排ガスの冷却に水噴霧を用いているため、水蒸気により排ガスの量が多くなっていますが、新施設では発電を行うため、排ガス冷却はボイラーが主体となり、ガス量は少なくなると想定されます。</p>	意見		(9番のとおり)
22	水質	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・方法書の201ページについて、水質の調査項目の中の降雨時濁水項目の調査頻度で、「1回(降雨時、5回以上)」と書いてある。これはどういう意味なのか、また1回だとすれば少し足りないのではないかと思う。</p> <p>・降雨強度のできるだけ高いときを狙ってという説明だが、降雨時のような非定常的な状況を把握することになると、その振れ幅などもある程度把握するために、複数回の調査が必要である。</p>	<p>・強度の高い降雨時を狙って、濁水の発生状況を時間を開けて少なくとも5回サンプリングをして、濁水の流出状況やその変化の状況を捉えるということです。</p> <p>・1回が少ないのではないかという御指摘ですが、十分強度の高い降雨が採れば1回でいいと認識していたところです。</p> <p>(事後回答)</p> <p>・非定常的な状況を把握する調査であり、複数回の調査が望ましいことはご指摘の通りです。降雨時の濁水調査は、1回のみではなく複数回実施する計画とします。</p> <p>・調査対象としている赤川には水田からの流下があるため、水田の代掻きの時期(5月初旬前後)の降雨時に1回、台風に伴う強度の高い降雨時に1回を予定します。</p>	意見		降雨時のような非定常的な濁水の状況の把握については、その振れ幅などを把握するために、複数回の調査を行うこと。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
23	水質 動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質と動物の関連で、方法書203ページにおいて水質の調査地点の記載があるが、現在稼働している処理施設の排水はどこに流されているのか。また、流されている排水の温度の測定は行っているのか。新施設の排水先は同じ場所になるのか。 ・計画地は三川合流地域で絶滅危惧種などの水生昆虫が存在しているところであり、赤川に排水されるのであればその排水ポイントを示していただきたい。 ・排水温度が水生昆虫にとっては重要なので、水温についても測定項目に追加していただきたい。また、排水温度が高温であればどれぐらい下流になれば周囲の水温と同じになるのかということを確認するために、水温の測定地点は二箇所必要だと思われる。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水温の予測の際に、バックグラウンドで現況の水温の調査が必要になることから、赤川の上流側、あづみ野ランドが温水を排水しているはずなので、それよりも上流側と施設よりも下流側でのデータがあれば影響を予測した時に議論がしやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の焼却プラントは完全クローズドシステムで一切排水はありません。生活排水についても焼却施設の中で処理しています。しかしながら、新施設については場合によっては生活排水を赤川に排水する可能性があるということで方法書の中に記載しています。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-6のとおり、赤川の上流側に水温の調査地点を3か所追加し、水質の調査と併せて水温測定を行います。 	意見		事業計画地は三川合流地帯であり、希少な水生昆虫が生息していることから、排水による水生昆虫への影響を予測及び評価するため、水質の調査項目に水温を追加すること。また、水温の変化を適切に把握するため、水質の調査地点を複数箇所とすること。
24	水象	鈴木委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水について、せっかく観測井を掘られるということなので、月1回の測定だけではなく、連続測定を検討していただきたい。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観測井での水位観測については、連続観測の実施を検討します。また、複数の地点における地下水及び河川水の水面標高の調査についても実施を検討します。 	意見	25番を集約	事業計画地は地下水位が高いことから、観測井における地下水位の測定については、連続測定の実施を検討すること。また、複数地点での地下水位の測定や河川の水面標高の測定等により、地下水の流れを的確に把握し、環境影響の回避・低減に努めること。
25	水象	鈴木委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピットを掘る時にはどこから地下水が出てくるかわからないので、工事中における地下水には注意していただきたい。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位が高いことを十分に踏まえて、地下水位、地盤沈下、土地の安定性に配慮するほか、地下水質に影響を与えないよう工事計画を検討し、準備書に反映します。 	意見		(24番のとおり)
26	土壌汚染	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染について、方法書の210ページに環境基準を環境目標としており、ダイオキシン類については基準が1,000pg-TEQ/gとなるが、実際の現状の値はかなり低い値になるかと思われる。そのため、現状の環境を悪化させないという観点の目標も必要ではないか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のお話は土壌汚染のみの話ではない。現状で環境基準を超過している場所はともかく、超過していない場所では環境基準を下回るのは当たり前話である。評価の目標としては現状との比較を最優先するという方針でお願いしたい。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたっては、現状との比較を最優先します。 ・第3章の各調査項目について、(2)評価の方法 2)環境保全のための目標等との整合の観点について、現状の状況を悪化させないことを環境保全目標とする内容に修正する方向で検討します(廃棄物等及び温室効果ガス等を除く)。 	意見		環境影響評価の実施に当たっては、現状との比較を最優先に、現況の環境を悪化させないという観点から評価を実施すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
27	植物	大窪委員	【第1回審議】 ・注目すべき動植物の文献調査として、国交省のデータベースの高瀬川の合流地点の結果のみを抽出されているが、もう少し前後の地点のデータベースや文献を調査することで注目すべき種も増えると思われるので、検討いただきたい。	(事後回答) ・第1回資料1-7のとおり「河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)」の植物調査結果について、平成6年、平成11年、平成16年の調査結果のうち千曲川(全域)で確認された貴重な植物についてのリストを整理しました。このリストも参考に現地調査を実施します。	指摘		動植物の文献調査において、事業計画地周辺のみではなく、上下流の流域のデータを幅広く調査し、注目すべき種のリストアップを行うこと。
28	植物	大窪委員	【第2回審議】 ・第2回資料1-7で、すでに方法書の121ページから123ページにリストアップされている植物と重複している種がかなりあるが、これは同じように扱っていくのか。	・基本的には現地調査で確認される植物種を一番重く扱います。こちらの事前の資料調査結果は、いずれも現地調査の参考として扱いますので、扱う重さとしては一緒です。こういう種が出るかもしれないということを念頭にきちんと現地を調べるということを想定している資料です。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
29	植物	大窪委員	【第2回審議】 ・第2回資料1-7について、新たなリストアップで、何種類くらい注目すべき植物が追加されたのか。	(事後回答) ・第2回資料1-7に掲載した植物で、方法書P121-123の注目すべき植物のリストに入っていないものは、第3回資料1-4の通り、22科27種です。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
30	植物	大窪委員	【第1回審議】 ・植物についても赤川の河川、わさび田の水路や本田の中等に希少な沈水型の水生植物がかなり存在すると思われるが、これらは踏査だけでは確認できないので、たも網等の使用を併用して調査を実施いただきたい。	(事後回答) ・沈水型の水生植物も対象として調査を実施します。沈水型の植物は、岸からの観察と併せてたも網などを用いた確認を行います。	意見		事業計画地周辺には、希少な沈水型の水生植物が多く生育すると考えられるため、現地踏査だけでなく、たも網等を併用して調査を行うこと。
31	動物	中村寛志委員	【第1回審議】 ・方法書219ページの動物の調査範囲について、ここは湧水にいろんな水生動物がいると思われる。ここではわさび田が施設の南側にあるが、そこの湧水についても調査するのか。また、その調査方法はどのような方法なのか。	・対象事業実施区域の南側のわさび田は調査範囲の中に含まれますので、水生生物については把握していく予定です。調査方法は基本はたも網で行います。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
32	動物	中村雅彦委員	【第1回審議】 ・動物について、三川合流地点の注目すべき動物に着目しているが、そうではなく、赤川は赤川で独自に調査をお願いしたい。 (片谷委員長) ・現地調査はこれからなので、その中で対応いただくようお願いしたい。調査実施時に委員に対して助言が求められることも事務局を通じて実施していただくのは可能なので、その辺も含めて対応いただきたい。	・方法書の作成に当たっては文献調査を実施しておりますが、この周辺にはより詳細に調査を実施している方もいらっしゃいますので、そういった専門家の方にお話を伺いまして、注目すべき種の調査を進めてまいりたいと思います。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
33	動物	中村雅彦委員	【第1回審議後追加意見】 ・方法書の109ページの表2.3.5(5)の調査範囲を含む地域における注目すべき動物(魚類)の中のメダカについて、メダカ目ではなくダツ目ではないか。	(事後回答) ・ダツ目の誤りですので、訂正いたします。	記録	記述内容に関する修正等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
34	動物	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間照明に係る動物と生態系での予測方法について、例えば221ページで「対象事業の計画と結果の重ね合わせ」によると記載がある。今回は16時間から24時間稼働になるが、どのように夜間照明による影響を予測するのか。昆虫類の調査方法ではライトトラップによると書いてあるだけだが、教えていただきたい。特にここは三川合流地帯なので、水生生物の成虫が多く来る可能性もある。 ・予測の中に夜間照明がどれだけ増えるかなどの条件も入れて、準備書の中で考えていただきたい。このままだと、24時間稼働になるので確実に照明の影響が出るという予測になってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間照明についてですが、施設が24時間稼働となっても、夜中にずっと街灯が点きっぱなしですとか、施設から光が漏れ出しっぱなしとは限らない訳です。どのような施設を計画して光の影響を少なくするかということが、定性的な予測の内容になってくると考えております。 ・承知いたしました。 	意見		事業計画地は三川合流地帯であり、水生昆虫が多く生息していると考えられるため、24時間稼働に伴う夜間照明による影響について、適切な方法で予測及び評価を行うこと。
35	動物	中村雅彦委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛禽類の調査について、古巣や食痕等の確認のみの調査ではなく、年間の煙突等の利用状況を把握し、その結果を踏まえて定点調査の代わりとなる調査手法を選定すること。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥類調査では年5回(春季、初夏、夏季、秋季、冬季)ラインセンサス法及びポイントセンサス法の調査を実施するため、これと同時に周辺での猛禽類の生息状況の調査を行います。 ・併せて、鳥類や動植物以外の調査時にも猛禽類の生息確認に努め、1回/月、半日程度の調査時間を設けるように努めます。 	意見		現有施設内に猛禽類の利用頻度が高い工作物が存在するため、当該工作物の年間の利用状況を把握し、その結果を踏まえて適切な猛禽類の調査を行うこと。
36	景観	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書の226ページで、景観の予測時期として施設が定常的に稼働する時としているが、この時期には現有施設は既に存在しないのか。 ・評価は現有施設が無い状態で評価をするけれども、実際は現有施設と新施設が両方存在する時期があるということか。 ・両施設が存在する時期が最大でどのくらいか分からないのであれば、両方が存在するフォトモンタージュを作成して評価を行うべきだと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい施設が竣工した時は現有施設は存在していますが、現有施設が取り壊された後を予測対象時期として考えております。 ・そのとおりです。解体の時期については未定ですが、両施設が両方存在する時期はそれほど長くはないだろうと予想しています。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体の時期が未定であるため、現有施設と新施設の両方が存在する期間が数年に及ぶ可能性があります。準備書の段階で解体時期が未定か、または解体の時期が竣工の翌々年度以降になる場合には、景観に対する影響がより大きい、両方が存在する場合のフォトモンタージュも併せて作成します。 	意見		新施設と現有施設が同時に存在する期間が長期に及ぶと判断される場合は、景観に対する影響がより大きくなる両施設が存在する時点でのフォトモンタージュを併せて作成し、評価を行うこと。
37	景観	亀山委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この場所が大町・白馬方面への観光ルート上に位置している場所だということを、しっかり認識していただきたい。特にここは、道路が直角に曲がるので、すごく視認性が高い場所である。観光客にとっては非常に良く目につく場所なので、それを意識して景観のことを考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確かに観光ルートではありますが、大王わさび農場から橋を渡ればすぐに抜けてしまう場所という風に私どもは認識しています。 	意見		景観に対する影響の評価に当たっては、事業計画地が大町・白馬方面への観光ルート上に位置している場所であることを認識した上で実施すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
38	景観 触れ合い 活動の場	亀山委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書126ページの主要な視点場、あるいは触れ合い活動の場にも関わるが、この中で、例えば、わさび農場のすぐ近くの穂高川沿いに少し登ったところに、早春賦の歌の記念碑があり、かなりお客さんが来る場所である。あそこは正面にこの処理場が見える場所なので、きちんと入れておいていただきたい。 ・明科の龍門淵公園も犀川沿いの風景のいいところで人が良く集まる場所なので、こういったところをもう少しきめ細かくみて、フォトモンタージュを作っていたきたい。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・龍門淵公園とあやめ公園は隣接しており、視点場としては一体のものとみなせますが、別の公園であり、準備書の段階では別々に記載します。 ・観光ガイドマップ等を参考に、再度半径4km圏内の観光資源を確認しました。半径4km以内の観光資源と準備書への追加地点は第3回資料1-5のとおりです。観光資源のうち、屋外利用が多いと想定される観光資源を中心に追加します。 ・景観の調査及び予測地点については方法書に示した通りとします。調査地点はそれぞれ北西、北東、東、南側の代表地点として扱います。なお、西側については調査地点を設定しておりませんが、これは現有施設と新施設の見通し方向がほぼ同じとなるため、景観上の大きな変化が想定されないためです。 	意見		景観及び触れ合い活動の場について、主要な視点場や触れ合い活動の場の利用状況をきめ細かく調査した上で、調査、予測及び評価地点を適切に選定すること。
39	触れ合い 活動の場	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の計画地がグラウンドということだが、この利用への影響の評価の実施に関する記載をするか、地元との話の内容などを記載すべきではないか。 ・ここに施設が建設されてしまったら使用できなくなるので、代替措置などを検討する必要があるのではないかと思うがいかがか。 (片谷委員長) ・微妙なところではあるが、何年か継続して利用されているとそれは環境の一部として見なされるという解釈も成り立つので、地元の了解済みであるということならば、この触れ合い活動の場の箇所に注記としてその旨を記載すればいいかと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のグラウンドについては、期間を限定してグラウンドとして活用している状況であり、利用者にも御理解をいただいているところです。そのため、触れ合い活動の場という意味ではあまり影響はないと思います。 ・あくまでも新施設ができるまでの間の使用に限った形で地元の皆様にはご理解いただいているものでして、近年利用している少年野球の皆様についても施設ができるまでの利用として御理解いただいていますので、特に問題はないかと思えます。 (事後回答) ・準備書には「対象事業実施区域内にはグラウンドがあり、少年野球等に利用されているが、これは新施設建設までの一時的な利用として地元地区の要望を受けて整備したものであるため、触れ合い活動の場の調査地点としては取り上げない。」旨の記述を追加します。 	指摘		事業計画地となるグラウンドの利用について、準備書において、触れ合い活動の場の観点から説明を追加すること。
40	廃棄物等	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現有施設の解体の件で、廃棄物の予測等については記載されていないが、それはここで扱うようなことになるのか。 (片谷委員長) ・現有施設とは別の土地であり、解体は別事業として見ることができるとするのが条例上の規定である。ただし、竣工してすぐに解体を行うだとか、地元の住民の方々に対して環境保全の観点の姿勢を示すということであれば、解体後の廃棄物等についても予測・評価を行うということもいいかと思う。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現有施設の解体は、ごみ処理が新施設に移行してから実施するため、別事業となり、今回の環境影響評価の対象には含めておりません。 ・焼却施設の解体は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」等の法令を順守して実施します。 ・特にダイオキシン類及びアスベストの飛散を防止しつつ、騒音・振動等周辺環境への影響についても留意して実施します。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
41	廃棄物等	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書231ページの廃棄物について、予測手法の表の中には発生量だけが記載されており、再資源化の計画が反映されていない様にみえるが、再資源化をどのように扱うのか。 ・再資源化率を何らかの基準にしたがって設定し、それを予測に入れることを書いていただく必要がある。これだと発生した量が全部廃棄物になるかの様にみえてしまうので、そこを分かるようにしておいていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化については、事業の計画の中で目標を設定することになるかと思えます。それを基に予測の中に含めていく予定です。 (事後回答) ・建設工事に伴い発生する廃棄物については、方法書232ページに長野県建設リサイクル推進指針を参考として環境保全目標を設定する旨を記述しています。同指針では、「地域の状況を踏まえた再資源化等の目標」としてコンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊について再資源化(等)率を掲げているため、これを参考として、再資源化率を環境保全目標として設定する予定です。 ・工事に伴う廃棄物の再資源化については、事業計画の中で再資源化率を設定し、工事の仕様として建設工事の請負業者に求めていく予定です。 	意見		廃棄物等の発生量について、再資源化率の目標を設定した上で、それを踏まえた予測を行うこと。
42	温室効果ガス等	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスについて233ページに書かれているが、ごみを燃やす施設なので温室効果ガスが発生するが、発電を行えば火力発電の発電量が減るという効果がある訳だが、それはどのように反映させる計画なのか。 ・売電した分が明確に分かれて数字として出てくるように、個別の値を明確にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した分については、まず施設の使用電力の減少分として、その温室効果ガス等の削減分として別途計算いたします。それに加えて売電の部分についてもプラスの効果ということで別途計算して、トータルの形でお示ししたいと考えております。 	意見		温室効果ガス等については、ごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量と発電や売電に伴う温室効果ガスの削減量をそれぞれ明確にして、予測及び評価を行うこと。
43	その他	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設する場所が三川合流地点であり、糸魚川-静岡構造線が通る場所でもあるので、自然災害に対する記載が必要だと思われる。例えば、水害や地震等への対応について過去の災害の歴史を踏まえて何らかの記載をお願いしたい。 (片谷委員長) ・条例上の予測・評価項目には含まれていないが、事業計画に防災計画等を追記していただくのは必要なことだと思われる。災害対応等について記載することで住民の安心にもつながる。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書104ページに安曇野市のハザードマップを、105ページの表2.3.4に近年の主な災害と被害状況を記載しています。 ・新施設では特に水害に対する備えが特に重要であると認識していますが、具体的な災害対応等については基本設計の中で検討中であるため、準備書の段階で記述します。 	指摘	44, 45, 46番を集約	準備書の作成に当たっては、水害や地震等の自然災害に対する対応について、事業計画における防災計画等において具体的に記載すること。
44	その他	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この場所は地震への対応が重要になるので、どういった考えで対応するかきちんと示していただきたい。その際に、活断層のための調査ということまでは要求できないが、基本的に、今どこまで分かっている、それに対してどのように考えて建設するのかということを示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害の対策と併せて、地震に対する対策についても準備書の段階で記述してまいります。 ・公表されています産総研の活断層マップ等を準備書の段階では使って、地震に対する備えも災害対策という形で記載させていただくことを考えております。 	指摘		(43番のとおり)
45	その他	中村雅彦委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の6ページに災害に強い施設と記載があるが、この記載についてもう少し具体的に示していただきたい。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点での防災計画については、方法書17ページの1.7.5事業計画(6)防災計画に記述しています。 ・現在、基本設計の中で防災計画について検討中ですが、現段階ではプラットホームを2階に事務所を3階にし、浸水に耐えられるような設計とする予定です。 	指摘		(43番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
46	その他	中村雅彦委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・プラットフォームを2階にして浸水に耐えられるようにということだが、事業の内容の基本方針の6番目は、「地震等の災害に対し、耐震性を確保し、防災拠点の機能を持つなど、災害に強い施設」となっており、地震への対応についてお答えいただきたい。</p>	<p>・地震に対する対策につきましても、今、基本計画で検討中であり、方法書に記述した以上の内容は今のところありませんが、準備書の段階では改めて記述したいと考えております。</p>	指摘		(43番のとおり)
47	その他	亀山委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・方法書の30ページの都市計画の記載について、安曇野市は独自の条例を作って土地利用計画と土地利用規制を行っている。この記述は間違いとは言えないが、この場所がどのように土地利用計画上位位置付けられているかわからないので、条例と条例に基づく都市計画の図を載せていただきたい。景観に関しても条例を作って景観計画を持っているので、これも関係する法や条例のところに載せていただきたい。</p> <p>・都市計画法がかかっているのが都市計画決定というのは存在するが、条例に基づいて独自に土地利用の計画を決めている。そちらの方が安曇野市は優先して適用されるので、条例に基づく土地利用の状況をきちんと把握しておいていただきたいという趣旨である。</p>	<p>・委員おっしゃるとおり独自の条例という形で対応しています。都市計画決定はこれから市の審議会に付して、28年度に計画決定したいということもございますので、準備書の段階ではその辺の内容をしっかりと記載していきたいと思っております。</p> <p>(事後回答)</p> <p>・方法書では土地利用及び景観に関する条例について記述に不十分な点がありました。土地利用に関する条例の概要を第3回資料1-6に、景観に関する条例の概要を第3回資料1-7に示します。</p>	指摘		準備書の作成に当たっては、地域概況の土地利用の状況として、安曇野市独自の条例に基づく土地利用計画や土地利用規制の状況が地域特性として重要であることから、きちんと記載すること。